

## 令和8年度 宇都宮市ごみ減量チラシ 広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、宇都宮市広告事業実施要綱（以下「要綱」という。）第13条の規定に基づき、本市が宇都宮市ごみ減量チラシへの広告掲載（以下「広告掲載」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宇都宮市ごみ減量チラシ 本市がごみの減量や資源化を推進するため、市内の新聞購読世帯を対象に折込チラシを配布するものをいう。
- (2) 広告掲載者 要綱第4条第2項の規定による市長から広告の掲載について承諾を受けた者をいう。
- (3) 広告主 前号のうち、広告掲載について市長と契約を締結した者をいう。
- (4) 広告取扱者 要綱第4条第3項に規定する広告主を代行して広告掲載に必要な手続等を行う者をいう。
- (5) 広告内容 広告物で使用されている表現、文言、デザイン、色使い等をいう。

### (広告掲載の基準)

第3条 宇都宮市ごみ減量チラシに掲載する広告は、宇都宮市広告事業掲載基準に適合するものでなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者に係る広告は、掲載しない。

- (1) 市の指名停止措置を受けているもの
- (2) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (3) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

### (広告の掲載方法)

第4条 宇都宮市ごみ減量チラシに掲載する広告は、宇都宮市ごみ減量チラシの目的を妨げてはならない。

2 広告の規格等については、次のとおりとする。

- (1) 規格 縦70ミリメートル又は40ミリメートル、横80ミリメートルの枠内であること。
- (2) 掲載する位置 宇都宮市ごみ減量チラシの裏面下段であること。

3 市長は、広告の欄外に、広告に対する問い合わせや留意事項に関することを記載することができる。

### (契約の方法)

第5条 広告掲載に係る契約方法は、随意契約によるものとする。

2 広告掲載料は、宇都宮市契約規則（平成17年規則第12号）第8条第2項の規定に基づき、市長が次のとおり定める。

(1) 縦70ミリメートル、横80ミリメートルの広告 50,000円（税抜）

(2) 縦40ミリメートル、横80ミリメートルの広告 30,000円（税抜）

（広告の募集等）

第6条 市長は、広告の掲載条件等を決定の上、募集することとする。

2 広告の募集期間については、2週間程度とする。

3 募集に関する詳細事項については、別途、募集要項に定める。

（広告掲載の申込）

第7条 広告の掲載を申し込もうとする者は、広告掲載申込書を市長に提出しなければならない。

（広告の審査及び決定等）

第8条 市長は、前条の申込があったときは、第3条に定める基準により、応募者の業種等について審査を行う。

2 市長は、前項の審査により資格要件を満たしていると認められる申込者を対象として、広告掲載者を決定する。

3 広告掲載者の決定に当たっては、申込の先着順とする。ただし、先着順の決定方法については、募集要項で定める。

4 広告掲載の枠については、1者に付き、1回あたり1枠限定とする。

5 市長は、広告掲載者が決定したときは、その結果を速やかに通知しなければならない。

（広告原稿の提出）

第9条 宇都宮市ごみ減量チラシに掲載する広告原稿は、広告掲載者が経費を負担するものとし、広告掲載者又は広告取扱者が、募集要項で定める形式で作成し、市長が指定する期日までに電子データで提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された広告原稿の内容に不適切な表現がある場合において、修正期間を定め、広告掲載者に修正を求めることができる。

3 前項の規定により市長が修正を求めたにもかかわらず、広告掲載者が修正期間内に応じない場合は、市長は広告掲載の決定を取り消すことができる。

（契約の締結）

第10条 広告掲載者は、広告掲載に係る契約を市長と締結しなければならない。

2 市長は、契約を締結した後の事情変更等により、広告物の内容等が広告の掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対し、広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第1項の規定に基づき市と契約を締結した広告主は、市長が定める期日までに、第5条第2項に規定する広告掲載料を一括して納付するものとする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(宇都宮市ごみ減量チラシの新聞折込期間)

第12条 宇都宮市ごみ減量チラシの新聞折込期間は、令和8年度において計3回とする。ただし、市長が特に認めたときはこの限りでない。

(広告掲載の決定の取消し)

第13条 要綱第8条第3号に規定する市長が適切でないと判断するときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が市長の指定する期日までに納付されないとき。
- (2) 広告掲載の原稿提出が市長の指定する期日までに納付されないとき。
- (3) 広告主及び広告取扱者が、第9条第2項の規定による広告物の内容等の変更に係る市長の要求に応じないとき。
- (4) 広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき。
- (5) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき。

2 要綱第8条に規定する契約の解除又は掲載決定の取消しがあった場合において、市長は第8条第2項に規定する申込者から、同条第3項に規定する先着順により契約することができる。

(広告主及び広告取扱者の責任)

第14条 広告主及び広告取扱者は、広告の内容に関する全ての責任を負うものとする。

- 2 広告主及び広告取扱者は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主及び広告取扱者は、第8条の規定により掲載の決定を受けた広告掲載の権利を譲渡してはならない。
- 4 広告主及び広告取扱者は、市税を完納している者でなければならない。

(申込の停止)

第15条 広告主が第13条第1項各号のいずれかに該当したとき又は広告掲載の決定者が決定後において広告掲載を辞退したときは、当該広告主又は決定者が当該年度において、第7条の規定による申込を行うことができないものとする。

(掲載内容の塗りつぶし等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、掲載内容の塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主が倒産，解散等により消滅したとき。
  - (2) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。
- 2 前項各号による広告掲載内容の塗りつぶし等に要する費用は，広告主及び広告取扱者の負担とする。

(広告掲載料の還付)

第17条 納付した広告掲載料は，還付しない。ただし，広告主及び広告取扱者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し，又は広告掲載に係る契約を解除したときは，この限りでない。

- 2 前項のただし書の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(補則)

第18条 この要領に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は，令和8年4月1日から施行する。